

嘉手納町立幼稚園利用者負担額（保育料）基準額表（月額）

階層	階層区分	利用者負担額
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	1,800円
	市町村民税非課税世帯（母子及び父子、障害者世帯等）	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	3,300円
	市町村民税所得割課税額77,100円以下（母子及び父子、障害者世帯等）	2,300円
第4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	4,600円
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	5,600円

1．平成29年4月～8月分までは平成28年度市町村民税額で算定し、平成29年9月～平成30年3月分までは、平成29年度の市町村民税額で算定します。基本的に階層認定に必要な税額は、保護者の合算の額となります。

2．多子軽減：満3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は上記表の金額を負担となりますが、第2子は上記表額の半額（100円未満は切り捨て）、第3子以降は無料となります。

3．多子軽減：第2～3階層は、小学校3年生までの年齢制限を撤廃致します。第1子は上記表の金額負担となりますが、第2子は上記表額の半額（100円未満は切り捨て）、第3子以降は無料となります。第3階層の母子、父子、障害者世帯等については第1子を半額、第2子が無償になります。

4．新制度に移行しない私立幼稚園については、各幼稚園が設定する保育料になりますので、各幼稚園へお問い合わせください。

以下に該当する場合、入園受付時に添付書類として提出して下さい

□障害児の場合□

- （1）身体障害者手帳の交付を受けている児童・・・身体障害者手帳
- （2）療育手帳の交付を受けている児童・・・療育手帳
- （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童・・・精神障害者保健福祉手帳
- （4）特別児童扶養手当の交付を受けている児童・・・特別児童扶養手当証書

□母子・父子世帯□

- （1）児童扶養手当受給者証の写し
- （2）母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し

□生活保護世帯□

- （1）生活保護者証明書の写し

□平成28年1月2日以降に嘉手納町へ転入した場合□

- （1）『平成28年度（平成27年分）課税証明書（平成28年1月1日の住民登録市町村にて発行）』を提出して下さい。

□配偶者別住所の場合□

配偶者が他市町村に住所を有する場合は、その市町村の『平成28年度（平成27年分）課税証明書』を提出して下さい。

□軍人・軍属の方□

「2015w - 2」（平成27年分の収入が確認出来るもの）・・・各幼稚園の入園受付日に提出

「2016w - 2」（平成28年分の収入が確認出来るもの）・・・平成29年6月30日（金）までに嘉手納町教育委員会 教育指導課に提出